

危機管理マニュアル

【仮設校舎版】

生徒の命を守るのが第一である
日常の点検・管理を徹底する。
日頃から危機管理意識を高める
職員の連携をスムーズにする。
マニュアルは常に改善していく

令和7年6月 改訂版

江戸川区立葛西第二中学校

1	総則	
1－1	危機管理マニュアルの目的と根拠	P. 2
1－2	関連計画・マニュアル等との関係	P. 2
2	事前の危機管理	
2－1	日常における安全確保対策	P. 3
2－2	安全点検	P. 4
2－3	避難訓練	P. 4
2－4	教職員研修	P. 4
2－5	安全教育	P. 4
3	個別の危機管理	
3－1	不審者侵入への対応	P. 5-6
3－2	登下校時の不審者事案への対応	P. 7
3－3	交通事故への対応	P. 8
3－4	地震・津波への対応	P. 9
3－5	気象災害・浸水・水害への対応	P. 10
3－6	落雷への対応	P. 11
3－7	自衛消防組織編成	P. 12
3－8	集団下校誘導場所	P. 13
4	事後の危機管理	
4－1	保護者引き渡し	P. 14-15
4－2	心のケア	P. 16
4－3	教育活動の継続	P. 16

1 総則

1-1 危機管理マニュアルの目的と根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また本校は、江戸川区地域防災計画において避難所に指定されている。このため、本マニュアルは、「避難確保計画」としても位置付けられる。

【江戸川区災害対策本部運営要綱】

第8条 本部長は、地震発生時において、災害の状況に応じて次の各号に規定する配備態勢のうちから必要な態勢を発令する。

(1) 第1次非常配備態勢

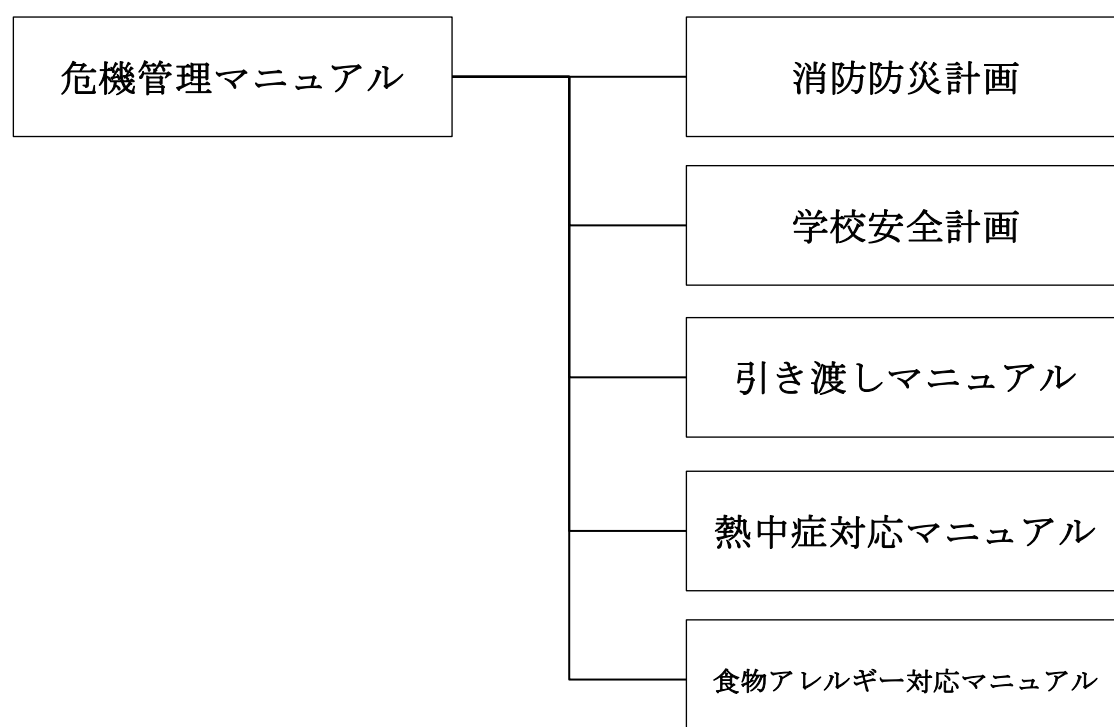
ア 略

イ 態勢

本態勢は、水防その他災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するとともに、通信情報活動を主として行う態勢とする。避難所先発部隊にあっては、本態勢の発令後直ちに指定された避難所に参集し、当該避難所（江戸川区立小学校又は中学校（以下「小中学校」という。）の場合に限る。）に勤務する教職員と協力して、速やかに住民を受け入れるための避難所の開設準備及び運営を行うものとする。

1-2 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



2 事前の危機管理

2-1 日常における安全確保対策

○門の開閉について

- ・閉門状態を基本とする。

① 8 : 25 閉門【週番担当教員】 ② 下校時間開門【生徒】 ③ 下校後閉門【生徒】

○来校者の確認について

受付で要件と氏名を記入し、名札をつける。

主事室または、職員室の教職員が対応する。

○校内巡視体制

- ・始業前 副校長・主幹による校内巡視を行う。
- ・登校時 週番の担当になっている教員が巡視を行う。
- ・授業中 副校長が、午前一回、午後一回、校内巡視を行う。
- ・10分休み 授業終了の教員、教室に向かう教員で巡視を行う。
- ・昼休み 学年教員が、学年フロアの巡視を行う。
- ・放課後 副校長・主幹による校内巡視。部活動顧問による活動場所の巡視を行う。

○学校行事における安全確保

- ・教職員とPTAが連携をとり、校内巡視を行う。
- ・公開授業では、予め学年カラーの名札を保護者に配布し、つけてもらう。教職員は、各自名札をつける。空いている教職員で適宜巡視を行う。保護者以外の来校者は、上記に準ずる。

○勤務時間外の施錠について

- ・最後に退勤する教職員は、職員室、玄関、出入り口などの施錠を確認し、機械警備（セコム）をかける。その際、セコム日誌をしっかりと記入する。
- ・休日の部活動時は、学校に来ている職員同士で連絡を取り合い、職員室を空にすることのないように留意する。誰もいなくなる場合は、職員室をしっかりと施錠する。

2－2 安全点検

【情報による危険箇所の抽出】

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域から提供される情報
- ・過去の事故等の発生に関する情報
- ・事故等の発生条件に関する情報（通学路の点検）

【危険箇所の分析と管理】

- ・物理的対策と人による対策

【日常】学校用務員による見回り、点検

副校長による見回り、点検

【定期】火元責任者による各教室の見回り、点検

【臨時】学校行事の前後や災害時

- ・協議会・委員会による組織的な取組の推進

【防火管理委員会】校長、副校長、教務主任、生活指導主任、各学年主任、安全指導担当（防火管理者のもと、各教室に火元責任者を置く。）

- ・事故等情報の共有

過去の事例を把握するとともに、本校にて同様の事故等が発生しないよう、危機管理に努める。

（参考）「災害共済給付オンライン請求システム」「学校事故事例検索データベース」

2－3 避難訓練

- ・避難計画を年度初めに作成（月に1度訓練を実施）
- ・災害時における心構え

「お・か・し・もの徹底」「自分の命は自分で守る。となりの人の命を大切にする。」

2－4 教職員研修

- ・校内研修の実施

「アレルギー対応・エピペンの使用方法に関する研修」

「学校安全教室指導者講習後の安全指導に関する校内研修」

2－5 安全教育

- ・セーフティ教室
- ・交通安全教育（警察への通報、加害者の責任についての指導）
- ・マイタイムラインの活用
- ・江戸川ハザードマップの周知

3 個別の危機管理

3-1 不審者侵入への対応

関係者以外の学校への立ち入り

〈不審者かどうかの判断〉

- ・来校者として不自然なことはないか確認。（名札、不自然な言動・行動、凶器・不審物）
- ・名札がない場合は必ず受付へ案内する。

↓ 正当な理由なし

↓ 正当な理由あり

退去を求める

- ・原則、教職員一人に対応しない。
 - ・相手の態度に注意しながら、退去するように丁寧に説得する。
 - ・退去に応じない場合は「110 番」通報。
 - ・退去後も再び侵入しないか見届ける。
- （門は必ず閉めて施錠、警察・教育委員会に連絡）

受付に案内

↓ 退去しない

退去した

通報する

- ・校内緊急通報システム等を用いてほかの教職員に応援を求め、速やかに「110 番」通報。
- ・立ち入られた場合、別室に案内し隔離。
- ・警察の到着を待つ。
- ・生徒の避難を判断。

警察や教育委員会に報告。
近隣学校との情報共有。

↓

生徒の安全確認

- ・暴力の抑止と被害の防止
- ・避難誘導（体育館）→集団下校
- ・負傷者がいる場合、速やかに「119 番」通報

↓

事後対応

緊急時の分担組織表

全体指揮・生徒への説明	校長・副校長
保護者への対応	教務主任・学年主任
生徒避難誘導・安全確保	学級担任・教科担任
不審者への対応・誘導	発見者・生活指導主任・体育館への誘導を済ませた男性職員のうち２人
応急処置・医療機関等	養護教諭
電話対応・記録	主幹・事務
生徒安否確認	学級担任（教科担任）→副校長
マスコミ対応	校長・副校長
事後の心のケア	養護教諭・カウンセラー・諸機関

※学校１１０番の使用について

本校（仮校舎）では、職員室から校長室へのドア左側と、事務室冷蔵庫側の壁の２か所に設置されている、赤いプザーのこと。非常時に押すと、周辺に巡回しているパトカーが本校に急行すると同時に、警察からも電話連絡が入る。（※一度押すと復旧には時間がかかる。）

【共有事項】緊急時には、学校１１０番を押せる状況にある職員が押して良い

※暴力の抑止と被害の防止

- ①生徒から注意をそらせ、生徒に近づけないようにする。
- ②応援を求める（・大声を出す・非常ベル作動・生徒に連絡させる→隣クラス教員→職員室）
- ③身近なもので不審者と距離を置き、移動を阻止する。（イス・机・ほうき・消化器）

【緊急連絡先一覧】

葛西警察	３６８７－０１１０	江戸川保健所	３６５４－２１５１
江戸川区教育委員会 指導室	５６６２－１６３４	葛西消防署 船堀出張所	３６８８－０１１９
東京臨海病院	５６０５－８８１１	葛西中央病院	３６８０－８１２１
しんでん耳鼻咽喉科	６４１１－４１３３	船堀眼科	３８７７－３１４１
しらみず歯科	３８０４－２６８６	佐藤医院	３６８８－７４６０

3－2 登下校時の不審者事案への対応

学校への第一報 〈情報確認〉 ①いつ、どこで、誰に、どのようなことが起こったか ②110番通報の有無 ③負傷者の有無・119番の有無 ④周囲の状況 〈緊急対応を要する状況〉 ・凶器を持った不審者が通学路の近くでうろついている。 ・登下校中の生徒が不審者に襲われけがをした。 ・不審者が登下校中の生徒に声をかけ連れ去ろうとした。 ・金品が奪われている。 ・校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決していない。

↓ 緊急対応が必要

被害者等の安全確保	
学校の取組 ・現場へ急行→情報収集と整理 ・教育委員会への第一報と支援要請 ・未通報の場合には110番通報 ・地域ボランティアへの支援要請	地域における取組 ・110番通報 ・学校への情報連絡 ・生徒の安全確保・避難誘導 ・学校対応支援

↓

登下校の安全確保	
学校の取組 ・生徒の保護 ・保護者への引き渡しまたは、 集団下校の判断 ・その他機関への支援要請	地域における取組 ・緊急防犯パトロール ・保護者同伴の集団下校 ・学校対応支援

↓ 不審者が確保された

事後対応

3-3 交通事故への対応

学校への第一報

〈情報確認〉

- ①いつ、どこで、誰に、どのようなことが起こったか
- ②110番通報の有無
- ③負傷者の有無・119番の有無
- ④周囲の状況

〈現場対応〉

他の教職員と連携しながら、事故現場へ急行して以下の対応を行う。

- ・ 負傷者の応急手当及び安全確認
- ・ 保護者への連絡
- ・ 当事者となった生徒の気持ちを落ち着かせる
- ・ 周囲にほかの生徒がいる場合、現場から離れるなどの安全確保指示
- ・ 教育委員会等への連絡

二次対応と対策本部

- ・ 警察・医療機関・PTA等と緊密に連携
- ・ 重大かつ深刻な場合は、緊急対策本部を設置する

事故状況の調査・報告

- ・ 事故発生状況や事故原因にかかわる事実を調査・記録
- ・ 教育委員会等への報告

当事者となった生徒への対応

発達段階、生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、自らの力で適切に対応できない場合を考慮し、事故後に生徒等がとった行動を確認し、対応が不十分な場合は、家庭での対応を中心としながら支援・指導を行います。

【加害者の責任】

- ・ 刑事上の責任
- ・ 民事上の責任
- ・ 行政上の責任
- ・ 道義的責任

事後対応

3-4 地震・津波への対応

地震発生

〈初期対応〉

- ・職員室にいる教員が放送を行う。
- ・校舎内、教室にいる教員は生徒へ避難指示。
【落ちてこない、倒れてこない、移動してこない】安全な場所への避難
- ・生徒等の安否確認（応急手当）
- ・避難行動の補助

↓揺れが収まったら

〈二次対応〉

- ・情報収集（ラジオ、テレビの使用、校舎、校地の巡回、学校周辺の状況調査）
- ・臨機応変な判断

↓二次災害の危険性なし

↓水害の危険性あり

↓大規模火災の危険性あり

体育館への避難

整列後に点呼を行う

仮校舎3階への避難

整列後に点呼を行う

行船公園

宇喜田住宅一帯

↓震度5弱以上

↓震度5弱未満

- ・原則、保護者への引き渡しとする。
- ・引取りに来るまで、学校に待機させる。

- ・原則、通学路の安全を確認し、通常下校させる。
- ・状況によっては、教職員引率のもと集団下校とする。
- ・交通機関の混乱等により、保護者が帰宅困難になる場合、保護者から連絡のあった生徒に関しては、引取りに来るまで、学校に待機させる。

↓

事後対応

津波について

東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波については、東京都の被害想定（R4.5）で江戸川区の最大津波高は、満潮時でも南海トラフ巨大地震（M9 クラス）による津波高（T.P.+2.24m）であり、東日本大震災時に東北地方を襲ったような大きな津波にはならないとされている。

よって、津波単独では、江戸川区内の堤防の高さが最低4m以上あるため、堤防や水門等に損傷がない限り、浸水箇所は堤外の河川敷と想定される。【江戸川区地域防災計画より】

3－5 気象災害・浸水・水害への対応

〈平時〉※警報発表前

- ・ 気象情報やハザードマップの確認
 - ・ 教職員間で情報共有と連絡体制の確認
 - 翌朝の登校時に危険性が予想される場合は、保護者通知を配布
- 「台風の接近に伴う幼児・児童・生徒の安全確保等について」（管理職）



〈登校前〉

午前7時に以下の警報が発令されている場合、臨時休業

→tetoru、HPにて通知

【臨時休業となる警報】

- ①暴風特別警報
- ②大雨特別警報
- ③暴風警報かつ大雨警報



〈在校時〉

大雨によって、高潮・荒川氾濫の危険性がある場合には、3階へ避難



〈下校時〉

以下の警報が発令されている場合、学校待機もしくは保護者引き渡し

→tetoru、HPにて通知

【学校待機もしくは保護者引き渡しとなる警報】

- ①暴風特別警報
- ②大雨特別警報
- ③暴風警報かつ大雨警報

3-6 落雷への対応 ※東京都「学校の危機管理」より

【落雷事故の防止に係る留意点】

○朝や活動実施前においては、事前に雷注意報の有無や、気象情報（雷ナウキャスト）等を確認し、注意報がある場合には活動を原則中止すること。

○活動中も随時空の様子を確認し、以下に示す発達した積乱雲が近づく兆候や、天候の急変などが発生した場合には、活動を中止し、すぐに安全な場所に避難すること。

- ・ 真っ黒な雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・ 大粒の雨や「ひょう」が降り出す。

○落雷の危険がある場合には、すぐに以下の通り雷から身を守る行動をとること。

- ・ 建物や屋根付きの乗り物へ避難する。
- ・ 木や電柱から4メートル以上離れる。

※高い木の近くは危険であることから、最低でも木のすべての幹、枝、葉から2メートル以上は離れる。

- ・ 近くに避難する場所がない場合は、姿勢を低くする。

○単独の積乱雲による激しい現象は、30分から1時間程度で弱まることが多い。最後の雷鳴があった後、30分経過しても、次の雷鳴を聞かなくなったかが安全を確認する目安になる。

※1 気象庁ウェブサイト <https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>

※2 雷ナウキャスト <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/toppuu/thunder2-1.html>

※3 東京都教育委員会「落雷から子供を守る教員のためのフローチャート」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/safety/-lightning_strike

3－7 自衛消防組織編成

係	役割・分掌	火災時の任務	地震時の任務
隊長	校長	避難等の決定、指揮、命令	
副隊長	副校長（防火管理者）	隊長の補佐	
指揮	生活指導主任 安全指導担当	全体指揮、隊長、副隊長の補佐	
通報連絡	副校長・主幹・ 生活指導主任	消防署への通報 校内の伝達・通報	出火防止注意 情報収集、把握
避難・誘導	担任・教科担任等	生徒の安全指導、誘導 生徒の事故防止	左に同じ 火気使用器具の始末
防護・安全	進路指導部	使用中の電気・ガス・ 危険物の措置・防火扉 の閉鎖	左に同じ 非常口の確保
救助	教務部・学年主任	避難完了の確認、残留生徒の救出	
初期消火	用務・給食主事 生活指導部・発見者	火災の初期消火	
救護	保健部	負傷者の手当	
搬出	事務、教務	非常持ち出し品管理	

3－8 集団下校誘導場所

地区名	誘導場所
十軒	葛西第二中学校
中組	宇喜田第一公園
十四軒	宇喜田通りＴ字路 (中西たばこ辺り)
七軒	安楽寺
棒茅場	クロス動物医療センター 葛西前の横断歩道
六軒	喜多方食堂前の三叉路
十八軒	クロス動物医療センター葛西手前の公園 (ふれあいの森)
第二住宅	第二住宅
船堀	エクセラージュ船堀前
西葛西	玉寿司の信号

4 事後の危機管理

4-1 保護者引き渡し

〈準備段階〉

- ・ 災害時引渡しカードの記入・更新→学校へ提出後、職員室の耐火金庫内で管理
引取り者は、生徒本人が身元証明できる方を記入してもらうよう指導
学校前の所要時間は、自宅からだろうが、勤務先からだろうが、「徒歩」時間を記入
- ・ 連絡メールの登録・再登録→テストメールを配信し、受信状況を確認する
- ・ HP にて「非常事態が発生した時の引き渡し基準」を周知する



生徒引き渡し事案発生



- ・ 保護者引き渡しを「HP」「連絡メール」にて保護者へ通知する
- ・ 体育館への避難完了後、外靴を持って各教室にて待機させる→各学年で生徒を掌握する
- ・ 各教室に引取り者受付を開設する→避難所（体育館）の準備を同時に行う
- ・ **「家庭等の事情で引き渡しを待たずに下校する」となっている生徒を下校させる。**
- ・ 以下の担当教員（場所）は、トランシーバーを持って向かう
A：職員室（事務） B：保健室 C：生活指導主任（全体指揮）
D：3年副担（2階） E：2年副担（3階） F：1年副担（2階）
※Cは職員室の耐火金庫より「災害時引渡しカード」も持って行く

〈生徒引き渡し方法〉

①搬入口より来校

②校舎横ドアより入る（中央階段は上り専用、南階段は下り専用）

③兄弟関係は「2年」「3年」「1年」の順序で行う

- ・ 各教室の引取り者受付にて「生徒氏名」を確認→「災害時引渡しカード」を準備する
- ・ 引取り者に名乗ってもらう【該当しなければ、いかなる理由であっても「引渡拒否」】
- ・ カードに以下の内容を記入していく

①引渡し日時 ②引渡し者欄に自分の名前を記入

③引取り者番号（該当する番号を記入）④電話（今後の連絡手段で使用）

⑤移動先（これから向かう場所）

- ・ 保護者が自分の子どものいる教室へ入り、引渡し完了とする
→これより保護者に全責任を委譲する
- ・ 弟・妹がいる保護者は、2階へ中央階段を使って移動
→（1）の手順からもう一度始めていただく
- ・ 生徒・保護者は、そのまま南階段より昇降口を経由して、正門より下校。

非常事態が発生した時の引き渡し基準

登校前	地震 ※江戸川区の震度が基準	震度 5 弱以上	・臨時休校、自宅待機とする。 ・学校等に被害がないことが確認でき、連絡メールの配信が可能な場合、連絡メールにより授業再開をお知らせする。 ・通信手段が途絶して、学校からの連絡が届かない場合は、別途連絡がない限り、臨時休校、自宅待機とする。
		震度 5 弱未満	・原則、通常登校とする。 ・臨時休校になる場合は、連絡メール及びホームページでお知らせする。
	津波 ※江戸川区に対しての発表	①大津波警報 ②津波警報 ③津波注意報	・原則、注意報・警報が解除されるまで、自宅待機とする。 ・原則、注意報・警報が解除された後、通学路の安全を確認し、通常登校する。 ・二次災害等、何らかの理由で登校が困難な場合は、校長判断により臨時休校、自宅待機とする。 ・その旨を連絡メール及びホームページでお知らせする。
	台風など ※江戸川区に対しての発表	①暴風特別警報 ②大雨特別警報 ③暴風警報および大雨警報	・臨時休校、自宅待機とする。（15時まで自宅学習）
	二次災害	洪水・建物倒壊 河川の氾濫など	・校長判断により臨時休校、自宅待機とする場合がある。 ・その旨を連絡メール及びホームページでお知らせする。
登校中	地震	立ってられないほどの揺れを感じた時	・学校と自宅のいずれか近い方に、一時避難とする。 ・その後の予定については、連絡メール及びホームページでお知らせする。
登校後	地震 ※江戸川区の震度が基準	震度 5 弱以上	・原則、保護者への引き渡しとする。 ・引取りに来るまで、学校に待機させる。
		震度 5 弱未満	・原則、通学路の安全を確認し、通常下校させる。 ・状況によっては、教職員引率のもと集団下校とする。 ・交通機関の混乱等により、保護者が帰宅困難になる場合、保護者から連絡のあった生徒に関しては、引取りに来るまで、学校に待機させる。
	津波 ※江戸川区に対しての発表	①大津波警報 ②津波警報 ③津波注意報	・原則、注意報・警報が解除されるまで、学校に待機させる。 ・原則、注意報・警報が解除された後、通学路の安全を確認し、通常下校させる。 ・状況によっては、教員引率のもと集団下校とする。 ・二次災害防止のため、注意報・警報が解除されるまで、<u>保護者への引き渡しは行わない。</u>
	二次災害	河川の氾濫 洪水・土砂災害 建物倒壊 など	・下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により生徒を学校に待機させ、原則、保護者引き渡しとする。 ・その旨を連絡メール及びホームページでお知らせする。
	刑事事件	①不審者侵入により実被害が発生 ②凶悪事件の犯人が逃走中	・原則、保護者への引き渡しとする。 ・引取りに来るまで、学校に待機させる。

4－2 心のケア

〈PTSD の三大症状〉

- ・ 持続的な再体験
- ・ 体験を連想させるものからの回避や感情がマヒしたような症状
- ・ 感情・緊張が高まる

〈予防・対応〉

- ・ 普段の生活リズムを取り戻す
- ・ 症状が必ず和らいでいくことを伝え、安心感を与える
- ・ 生徒等が嫌がることはしない

〈心の健康状態把握〉

- ・ 保護者等の情報
- ・ 保健室の来室状況
- ・ 質問紙による調査
- ・ 日常生活の健康観察

〈支援体制の確立〉

養護教諭、SC、医療機関、地域の関係機関との連携

4－3 教育活動の継続

- ・ 校舎内の安全な場所で学習スペースを確保【避難所：体育館 教育活動：校舎】※原則校舎が使えない場合、他校の使用を検討
- ・ 事故等の発生現場等の使用は避けた校舎の使用計画を検討

◆主な学校教職員の避難所業務

- ・ 緊急避難所及び避難所の開設 ・ 避難所運営協議会の支援 ・ 災害対策本部との連絡

【参考資料】

江戸川区地域防災計画（令和5年度修正）	江戸川区防災会議
江戸川区水害ハザードマップ	江戸川区
江戸川区避難所開設・運営マニュアル	江戸川区危機管理部
学校の危機管理マニュアル作成の手引き	文部科学省
学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン	文部科学省
学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き	文部科学省

版数	発行年月日	改訂概要	担当責任者
第1版			
第2版	令和6年8月	仮校舎移設に伴い改訂 事故対応マニュアルと統合	生活指導部
第3版	令和7年5月	引き渡し及び落雷について追記	生活指導部